

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生企第668号

令和5年8月3日

「電話で『お金』詐欺」アラートの運用について（通達）

県内における「電話で『お金』詐欺」の発生状況については、本年6月末現在、認知件数が64件、被害額が約1億1,600万円となり、認知件数は昨年同期より5件増加するなど、深刻な状況である。

こうした情勢を踏まえ、令和5年8月3日に開催された「特殊詐欺の被害をなくす県民の会」（以下「県民の会」という。）総会において、別添1の「電話で『お金』詐欺」アラートの運用要領が議決され、本日より同アラートの運用が開始されることとなった。

本アラートが発令される際は、「県民の会」幹事長（熊本県警察本部生活安全全部生活安全企画課長）が、広報連絡、ゆっぴー安心メールの配信等を行うとともに、「県民の会」会員及び自治体への協力依頼を実施し、県民総ぐるみによる広報啓発活動、被害防止対策を推進することで、県民の「電話で『お金』詐欺」に関する防犯意識を高め、「電話で『お金』詐欺」の未然防止を図ることとされた。

各所属にあっては、本アラートの運用要領について周知徹底するとともに、本アラート発令時は、「県民の会」会員（別添2参照）、自治体等と連携し、「電話で『お金』詐欺」の被害を防止するための効果的な諸対策を推進されたい。

※ 別添（略）